

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：32636

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26285181

研究課題名(和文)近代学校の組織化に関する地域史研究 - 就学行政の「勸奨」と「督責」の構造化

研究課題名(英文)Study on the local history of the organization of modern school

研究代表者

荒井 明夫 (Arai, Akio)

大東文化大学・文学部・教授

研究者番号：60232005

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,100,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、就学督責規則の全道府県悉皆調査を実施した。第二に、収集した同規則のうち「巡回授業及家庭教育」に関して規則上の位置付けを解明した。第三に、就学督責規則発令に伴う具体的な地域政策の展開を明らかにした。第四に、就学督責の内実、具体的にいえば就学督責とは何だったのかという問いに一定の回答を示したことである。

就学督責規則は、「戒諭」「説諭」を手段としたが、民衆がそれでも就学を拒否した場合、府県は就学政策における罰則の必要性を認識しながら罰則を実現することはなかった。罰則を実施すると、国民皆学の条件整備が不可欠となる。それが不可能だからこそ督責の内実は戒諭と説諭だった、と結論付けた。

研究成果の概要(英文)：Our research results are as follows: First we could gather and analyze many rule's about responsibility of entering school all prefectures announced in early Meiji era. Second the real situation of that rules became clear by our studies. Third the most important points of our research results are as follows: the aims of many rule's about responsibility of entering school all prefectures announced in early Meiji era were by persuasion rather than by penal regulations.

研究分野：日本教育史

キーワード：就学 学校 督責 地域 行政 民衆 規則

## 1. 研究開始当初の背景

1872年「学制」後、急速に近代学校は普及していき、そして1900年の第三次小学校令による義務教育制度の法制化により、就学率がほぼ100%にいたるまでに驚異的に近代教育・近代学校が普及していく。

従来の教育史研究では、1900年第三次小学校令により義務教育法制が確立し就学率がほぼ100%になったことが説明されるが、その基盤は必ずしも明らかにされていない。むしろ、1879年第一次教育令では「就学の緩和政策」が採用され就学率は低下したとされる。しかし申請者らは、過去10年にわたる「就学告諭」研究の蓄積の中から、就学率が低下したとされる1870年代から1880年代にかけての地域の就学政策の展開に義務教育成立の基盤が成立したという仮説をもった。これが研究開始当初の背景である。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、中央政府の就学政策が「勸奨政策」とされた1870年代から「督責政策」に転換されたと先行研究が指摘する1880年代までの、中央 - 地方の教育行政主体による「就学」政策の地域的展開を「就学勸奨」と「就学督責」を軸に実証的に解明し、近代日本における義務教育制度の急速の普及と発展の地域的基盤の解明に迫ることが目的である。そのための方法を要点のみ略記しておく。「就学督責」規則の全道府県悉皆調査を実施し、同規則を収集・分析する。

収集した「各府県就学督責規則」を比較分析し考察する。重点的道府県（北海道・青森県・宮城県・茨城県・埼玉県・福井県・静岡県・滋賀県・京都府・岡山県・高知県・三重県・大分県・鹿児島県・沖縄県など）に対する史料・実態調査を実施する。以上の重点地域に対し、時間の推移による「タテ軸」（つまり一つの地域の歴史的变化）と、他地域との比較による「ヨコ軸」（いろいろなコンセプトを設定）による横断的研究を実施する。

## 3. 研究の方法

「就学督責」規則の全道府県悉皆調査を実施する。ここでの目的は、第一に、47都道府県

の1872年学制発令以後各府県で出される就学に関する通達・法令等を全て収集する。第二に、1880年第二次教育令・1881年文部省達第3号「就学督責規則起草心得」を受けて各都道府県がどのように対応したのか「就学督責」に関する通達・法令等を全て収集する。第三に、各府県「就学督責規則」を時間軸および多様なコンセプトに基づいて比較考察する。第四に、重点的道府県を、北海道・青森県・宮城県・茨城県・埼玉県・山梨県・静岡県・福井県・石川県・滋賀県・京都府・岡山県・高知県・三重県・大分県・鹿児島県・沖縄県として指定し、当該地域の史料・実態調査の上、特質を解明する。当該道府県を重点地域と設定したのは1870年代にそれらの道府県が発した「就学告諭」において、非常に強い文言を用いて就学を「強迫」したからである。強い口調で「就学を勸奨」する以上、就学に対して特別な対応政策を採用したと考えられる。当該道府県の調査では、県教育行政に関する第一次史料はいうまでもなく、県教育行政に関する諸史料も特に重要な史料となる。それらの収集と分析が必要である。

## 4. 研究成果

次に、本共同研究の課題と、その課題に対応する本共同研究の成果を具体的にまとめる。第一は、「就学督責規則」の全道府県悉皆調査の実施による収集・整理および分析である。われわれの調査によって、福島県と沖縄県以外の全道府県の「就学督責規則」を収集・分析できた。その結果、府県別の比較検討をおこない、各府県の特徴を明らかにすることができた。例えば、青森県の制定した「就学督責規則」をみると「欠席が許される事例」に「父母自己の誕生日」とあるが、これなど非常に特異な例である。このように、各府県によって内容の異なる「就学督責規則」がみられる。

第二は、全国的に収集した「就学督責規則」の整理および分析によって、特に各道府県で大きな相違点となったのは、文部省による「達・第三号・就学督責規則起草心得」第十条でいう「巡回授業及家庭教育」であった。「巡回授業」に関して、全国的な就学督責規則上の位置付けを解明した。また、山口県を対象として巡回授業の実態について第一次史料をもとに明らかにし、それらを教育史学

会第 61 回大会コロキウム（於・岡山大学）で報告した。

第三は、「就学督責規則」発令に伴う各道府県の具体的な地域政策の展開である。これについては長崎県を具体的な事例として「就学督責規則」実施に伴い、郡段階で具体的な規程が定められたことを明らかにした。なお同県では、我々の調査により貧困児童に関する就学規程の第一次史料が複数発見された。共同研究者の大間敏行はこの事例を教育史学会同大会コロキウムにて報告した。

第四は、「就学督責」のもつ内実である。具体的にいえば、「就学督責」とはなんだったのかという問いである。文部省による「達・第三号・就学督責規則起草心得」は、第五条で「将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭」を手段として用いた。では、この「説諭」行為は、行政官による「督責」行為の最終段階であったのか、それとも最終手段に至る過渡的措置なのかという問題である。最終手段に至る過渡的措置とは、「将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭」行為のあと、それでも就学に応じない場合には、次なる最終措置、つまりなんらかの罰則や処罰がありえたのかという点である。結論として、府県は「処分」自体を否定しないが就学普及のための条件整備をまずは優先課題とした。そのため府県は処分より説諭に重点をおいた。さらに、府県は、就学政策における罰則の必要性を認識しながら、それを実際に行使すると、対象者全員の就学を保障する条件整備が不可欠となる。その条件整備が整っていなかったからこそ、罰則や処罰ではなく「将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭」行為を最終手段とせざるをえなかった、と結論付けた。

この時期、府県の課題は貧困家庭への対応、学校設備の整備であり、理念的には、一貫として「強促就学法」（つまり就学の法的強制）の必要性を認めながらも、実態的には就学のための条件整備が整わず「勸奨」的な就学政策を取らざるを得なかった、と結論付けた。いわば理念と実態の齟齬である。「違警罪」などの適用の事例もみられた（例・熊本県）が「督責」として適用することは 1880 年代初頭の段階ではできなかった。この時期の「督責」とは、あくまでも「説諭と勸奨」であったのである。

われわれの研究の結論として、1870 年代と 1880 年代の就学政策は、先行研究のいう「勸奨」と「督責」として政策転換があったのではなく、「勸奨と督責」の構造化し、その上での連続と非連続として捉えうる、ということである。

##### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 35 件）

荒井 明夫 本共同研究の課題と方法および研究成果、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp3-10

荒井 明夫 就学督責研究のこれまでの成果と課題 中間総括にかえて、就学督責研究会 News Letter N04、査読無、2017 年、pp2-3

荒井 明夫 文部大臣管理鹿児島高等中学造士館の地域性に関する一考察、地方教育史研究第 38 号、査読有、2017、pp41-59

荒井 明夫 第五章就学告諭における「強迫性」の考察 就学「義務」論生成序説、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp133-161

荒井 明夫 鹿児島県における近代的中等教育機関の成立と展開 地域性に着目して、大東文化大学紀要 54 号、査読無、2016、pp13-30

荒井 明夫 鹿児島県管理尋常中学造士館の地域性に関する一考察、中等教育史研究第 23 号、査読無、2016、pp1-14

荒井 明夫 第 5 章山形県における尋常中学校の成立、神辺靖光編『明治前期中学校形成史 - 府県別編 東日本』梓出版社、2014、pp237-273

大矢 一人、各府県の「就学督責規則」概観および付表、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp11-33、

大矢 一人、第四章就学告諭にみる「立身・出世」、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp107-132

大矢 一人、北海道の就学告諭、藤女子大学文学部紀要 53 巻、査読無、2016 年、pp1-30

宮坂 朋幸、地域の実態からみた「就学督責」の方法、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp34-43、

宮坂 朋幸、第一部序文、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp2-6

宮坂 朋幸、第二章「告諭」という方法 筑摩県・滋賀県を中心として、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp35-65

宮坂 朋幸、明治 22 年滋賀県下小学校視察「復命書」、教育史フォーラム 11 号、査読無、2016 年、pp65-79

宮坂 朋幸、督責とは何かを考える 長野県

の事例から、就学督責研究会 News Letter N04 査読無、2017年、pp3-5

大間 敏行、長崎県の「就学督責規則」とその実施方策、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp44-53、

大間 敏行、史料紹介 小菅廉「学制改良/所見(2)」就学督責研究会 News Letter N04、査読無、2017年、pp5-6

大間 敏行、第一章就学告諭とは何か 就学告諭の再定義、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp7-33

大間 敏行、史料紹介 小菅廉「学制改良/所見(1)」就学督責研究会 News Letter N03、査読無、2016年、pp3-4

大間 敏行 福島県の中学校形成史 青年学校、郡立中学校の興廢からみた、神辺靖光編『明治前期中学校形成史 - 府県別編 東日本』梓出版社、2014、pp175-236

軽部勝一郎、萩藩明倫館の就学強制と門戸開放に関する一考察 海原徹『近世の学校と教育』の見解から考える、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp54-59、

軽部勝一郎、第六章熊本県における学制周知と就学勸奨、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp401-420

軽部勝一郎、山口県における巡回授業について、就学督責研究会 News Letter N03、査読無、2016年、pp2-3

松嶋 哲哉、1870年代から1880年代における就学政策の連続性、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp60-71、

宮坂 朋幸、<史料紹介>各府県の「就学督責」実施状況と就学政策の概要、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp72-75、

宮坂 朋幸、<史料紹介>『文部省年報』(明治14~18年)地域の実態からみた「就学督責」の方法、科中各府県年報一覧、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp34-43、

竹村 俊哉、<史料紹介>青森県の実態からみた「就学督責」の方法、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp34-43、

竹村 俊哉、青森県における就学督責規則実施状況について、就学督責研究会 News Letter N03、査読無、2016年、pp1-2

三木 一司、<史料紹介>岡山県における学

齡児童調査に関する史料、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp98-105、

三木 一司、附論一宮崎県学務課「説諭二則」と小学校の設置、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp421-425

長谷部 圭彦、<研究動向>近代オスマン教育史の研究動向、科学研究費研究成果報告書、査読無、2018、pp106-1145、

長谷部 圭彦、第七章オスマン帝国から眺めた学制 学制(一八七二)と公教育法(一八六九)、荒井明夫他編、就学告諭と近代教育の形成、東京大学出版会、2016、pp185-214

長谷部 圭彦、「聖域」から改革の焦点へ 近代オスマン朝の教育、歴史と地理 694号、査読無、2016、pp50-53

長谷部 圭彦、文書史料に基づくオスマン朝の教育の近代化<トルコ語>、イスラム地域研究ジャーナル9号、査読無、2017、pp89-93

長谷部 圭彦、人材養成とナショナリズム オスマン帝国からヨーロッパへの留学、大学史紀要(明治大学)20号、査読有、2015、pp23-24

〔学会発表〕(計9件)

大矢 一人「各府県の『就学督責規則』の概観」(2018年教育史学会大会第61回大会コロキウム「就学の政策展開「勸奨」から「督責」へ」報告)

宮坂 朋幸「『文部省第九年報』から『文部省第十三年報』の「就学」関連記事紹介」(同コロキウム報告)

大間 敏行 「『就学督責規則』の地域的展開 長崎県を中心事例として」(同コロキウム報告)

軽部勝一郎「『就学督責規則』の問題別研究(1)巡回授業を中心に」(同コロキウム報告)

松嶋 哲哉「『就学督責規則』の問題別

研究(2) 処分をめぐって」(同コロキウム報告)

宮坂 朋幸 明治前期における教員の「雑務」、教育史フォーラム第39回研究会、2017年3月28日。

長谷部 圭彦、トルコの教育とジェンダー オスマン帝国からトルコ共和国へ、イスラーム・ジェンダー学構築のための基礎的総合的研究公開セミナー、2017年3月10日、

荒井 明夫 文部大臣管理鹿児島高等学校造士館の地域性に関する一考察、全国地方教育史学会第39回大会、2016年5月22日

〔図書〕(計1件)

荒井 明夫他編、東京大学出版会、就学告諭と近代教育の形成、2016年、596

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

荒井 明夫 (ARAI, Akio)  
大東文化大学・文学部・教授

研究者番号：60232005

### (2) 研究分担者

大矢 一人 (OOYA, Kazuto)  
藤女子大学・文学部・教授  
研究者番号：10213878

軽部 勝一郎 (KARUBE, Katsuichirou)  
甲南女子大学・人間科学部・准教授  
研究者番号：30441893

大間 敏行 (DAIMA, Toshiyuki)  
近畿大学九州短期大学・通信教育部保育科・講師  
研究者番号：00595390

長谷部 圭彦 (HASEBE, Kiyohiko)  
早稲田大学イスラーム地域研究機構  
研究者番号：60755924

三木 一司 (MIKI, Kazushi)  
近畿大学九州短期大学・保育科・教授  
研究者番号：60304705

宮坂 朋幸 (MIYASAKA, Tomoyuki)  
大阪商業大学・総合経営学部・准教授  
研究者番号：90461954

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

竹村 俊哉 (TAKEMURA, Toshiya)  
青森県立黒石高等学校・教員

松嶋哲哉 (MATSUSHIMA, Tetsuya)  
日本大学人文研究所・研究員